

議案第 86 号

山都町営グラウンド条例の一部改正について

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

朝日西部グラウンドについて、行政財産から普通財産に移行し利活用を図るため、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例

山都町営グラウンド条例（平成17年山都町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「朝日西部グラウンド及び」を削る。

別表第1中「

清和グラウンド	山都町仮屋376番地
朝日西部グラウンド	山都町鶴ヶ田3478番地1
木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地

」を「

清和グラウンド	山都町仮屋376番地
木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地

」に改める。

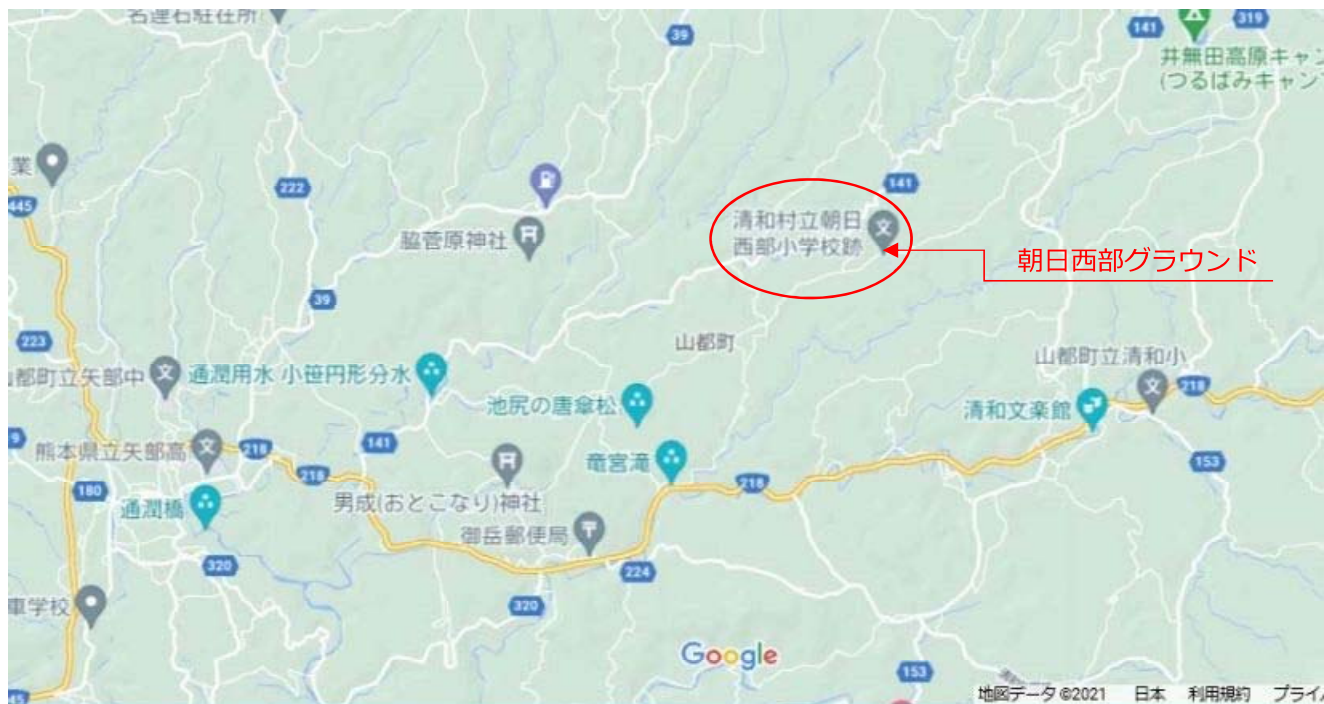
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町営グラウンド条例(平成17年条例第77号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、朝日西部グラウンド及び木原谷グラウンドについては、この限りでない。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>		<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、_____木原谷グラウンドについては、この限りでない。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	
名称	位置	名称	位置
中央グラウンド	山都町長原739番地	中央グラウンド	山都町長原739番地
御岳グラウンド	山都町野尻1000番地	御岳グラウンド	山都町野尻1000番地
御岳第2グラウンド	山都町野尻1000番地	御岳第2グラウンド	山都町野尻1000番地
名連川グラウンド	山都町黒川922番地	名連川グラウンド	山都町黒川922番地
清和グラウンド	山都町仮屋376番地	清和グラウンド	山都町仮屋376番地
朝日西部グラウンド	山都町鶴ケ田3478番地1		
木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地	木原谷グラウンド	山都町木原谷235番地
馬見原グラウンド	山都町滝上460番地	馬見原グラウンド	山都町滝上460番地
下矢部西部グラウンド	山都町猿渡1850番地	下矢部西部グラウンド	山都町猿渡1850番地
小峰グラウンド	山都町小峰1385番地	小峰グラウンド	山都町小峰1385番地

位置図



現況写真



2021. 11. 02 撮影